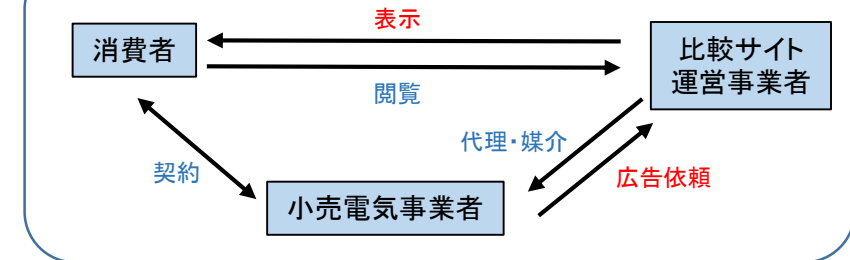


電力・ガス比較サイトの現状把握と課題抽出のための調査報告書の概要

はじめに

- ✓ 電力・ガスの自由化の進展により、比較サイトは消費者の意思決定において重要な役割を担いつつある。そのため、比較サイトの信頼性向上は今後重要となってくるのが想定される。
- ✓ 比較サイト運営事業者に共通した倫理基準策定の要否に係る検討や、比較サイトの公平性や中立性等を認証する公的な仕組みの必要性の検討に向け、その検討に資する情報を収集し、整理した。

関係図



論点①: 海外における動向

- ✓ CEER(※1)は2012年、需要家が中立で客観的かつ比較可能な料金メニュー情報にアクセスできていないために、自由化後の市場にて十分な便益が得られていないとの認識の下、比較サイトに関するガイドラインを2012年に公表した。
- ✓ 英国では、電力自由化後に公平性や中立性を重視しない悪質な比較サイトが乱立したため、規制当局であるOfgem(※2)は、こうした比較サイトの排除を目的にConfidence Code(※3)を策定した。
- ✓ スイッチングの動向は、小売電力市場活性化の基盤となる文化や制度に左右される側面がある。比較選好する文化がある国ではスイッチングが進む一方、ドイツではFIT賦課金の高騰によりスイッチングの需要家メリットが小さくあまり進展していない。
- ✓ 英国では対面販売の原則禁止に伴い、インターネット経由のスイッチングが活性化した。

論点②: 比較サイトの表示に係る基準策定状況

- ✓ 比較サイト運営事業者が倫理基準を明文化している事例はほとんどないものの、ユーザーが自身に合ったプランを選択できるように、比較サイトが公平中立であるべきとする考えは各社とも共通しており、顧客本位の事業運営に努めている事例は多い。
- ✓ 表示の品質を担保するために業界団体等の一定の組織が認証するといった仕組み作りや業界団体の自主基準として「公正競争規約」や「ガイドライン」の策定を実施するという意見もあり。
- ✓ 比較サイトの事業性を維持させ、健全に競争・成長させることも、小売電力市場活性化に向けた観点として重要。

論点③: 保険業法から得られる示唆

- ✓ 比較サイトは、保険募集人から第三者に委託し運営されている場合には、保険会社の「委託先管理」の一環とするよう監督指針を定めており、金融庁として直接の管理責任はなされない。
- ✓ 2014年の保険業法改正で、比較サイトにおける「募集関連行為」の定義づけをした背景は、比較サイトの増加による社会的要請がある。
- ✓ 生命保険に関する業界団体の自主ガイドラインでも「委託先管理」が規定されている。

論点④: 景品表示法から得られる示唆

- ✓ 景品表示法において規制対象となるのは小売電気事業者であり、原則として比較サイト運営事業者は対象外となる。
- ✓ 公平性・中立性を掲げる比較サイトは、掲載している情報の合理性や客観性を明示し、かつ特定の事業者への優遇や配慮がないことを証明するような関係性を明示されていれば問題ない。そうした実態と著しく異なり、景品表示法上の問題が生じる場合には、小売電気事業者が規制対象となる可能性がある。
- ✓ 比較サイトにおいて、実際の料金よりも「著しく」有利な取引条件を提示し、小売電気事業者と比較サイト運営事業者が共同して表示内容の決定に関与しているような場合には、比較サイト運営事業者も景品表示法違反に問われるおそれがある。